

6. ガス小売全面自由化 の課題と対策

小売自由化の評価

- ・都市圏などのエリアを中心として、旧一般電気事業者をはじめとする小売事業者の新規参入は進展。
取次をはじめとしたさまざまな参入形態による新規参入もある。
- ・加えて、創意工夫にあふれる新たな料金メニュー・サービスの提供により、消費者の選択肢は着実に増加。

※都市ガスは従来からLPガスやオール電化などの他エネルギーと競合していることにも留意が必要。



一方で…

- ・自由化の進展が活発なエリア以外の消費者は恩恵が少ない
＝地域間格差の存在。
- ・これらの参入が限定的なエリアにおいては、さらなる消費者の
選択肢拡大・料金抑制のために競争基盤整備が必要。

“参入が限定的なエリア”における 参入促進のためのポイント

- ・前述の「地域間格差」を解消するためには、これらの地域における主な課題への対策が必要


分野	主な課題
調達・製造	・同エリアに十分な調達・製造能力を持つ事業者が存在しない (もしくは、参入してこない)
託送供給	・導管と接続されているLNG基地の多くが、旧一般ガス事業者のもののみ
小売	・消費機器保安責任の体制が十分な事業者が存在しない (もしくは、参入してこない)

※取次・ワンタッチ供給などのさまざまな参入形態が存在することを踏まえて検討が必要。

課題と対策(調達・製造)

課題

同エリアに十分な調達能力を持つ事業者が存在しない
(もしくは、参入してこない)。

- 
- ・調達ではガスの卸売環境の整備が一つの打ち手。
 - ・製造においては、制度の一部見直し・運用に対策を求める。
 - 第三者利用制度対象となる「ガス製造事業者」該当条件の引下げ
(現行制度では容量20万kl以上)。

4② ガス製造事業者に該当することとなるタンクの要件について

- 前述のとおり、LNG船については、タンク容量が12万kl以上のものが主流であるが、近年は更に大型化が進んでいることに加え、LNG基地におけるタンク操作可能範囲(LNG船受入可能容量)は60%程度であることが一般的。
- この点、大型LNG船のタンク容量の最小値である12万klを、LNG基地におけるタンク操作可能範囲(LNG船受入可能容量)の平均値(約60%)で除したところ、その値は20万klとなることから、ガス製造事業者に該当することとなるタンクの要件については、その容量が20万kl以上であることとしてはどうか。
- また、改正ガス事業法において、LNG基地の第三者利用制度を設けた趣旨は、小売全面自由化に際して、ガス小売事業者間の競争を促進するためである。
- このため、専らLNG火力発電所用のLNG基地など、ガス事業の用に供される導管と直接接続されていないがゆえに、ガス小売事業者間の競争促進に資することが想定されないLNG基地については、ガス製造事業者に該当しないものとして整理してはどうか。

エリアによっては、

- ・ 第三者利用制度対象の基地がない
- ・ 旧一般ガス事業者の基地以外、導管に接続されていない

出典: 経済産業省

- 適正な情報開示、第三者の利用可能容量の精査 = 現行制度の運用徹底

課題と対策(ガス製造事業者)

1 ⑤ ガス製造事業者が公表すべき事項について

- 前述のとおり、ガス製造事業者は、そのLNG基地のタンクにおけるLNGの貯蔵余力の見通しなどを公表することが義務付けられているところであるが、LNG基地の第三者利用制度を実効的なものとするためには、**LNG基地に係る透明性を高め、第三者がこれにアクセスしやすい環境を整備することが必要。**
- このため、ガス製造事業者が公表すべき事項が論点となるが、**ガス製造事業者に対しては、以下の事項を公表することを求めることとしてはどうか。**

ガス製造事業者が公表すべき事項

① 当該LNG基地のタンクにおけるLNGの貯蔵余力の見通し

② 当該LNG基地の気化器における気化余力の見通し

- これらの事項を公表させることにより、**第三者は当該LNG基地の余力を把握(推計)することが可能となる。**
- ただし、LNGの貯蔵余力の見通しは、厳密には日々変化するものであるところ、仮にLNGの貯蔵余力の見通しに係る詳細なデータを広く公表することとした場合には、LNGの調達戦略に悪影響を及ぼすおそれがある。
- このため、LNGの貯蔵余力の見通しについては、イメージ図を公表することで足りることとし、より詳細なデータについては、守秘義務契約の締結後に、ガス製造事業者が第三者にこれを提供することも許容することとする。

③ 当該LNG基地に受け入れることが可能と見込まれるLNG船の船型

④ 当該LNG基地に受け入れることが可能と見込まれるLNGの品質

- これらの事項を公表させることにより、**第三者はLNG船の配船やLNGの調達に係る計画を立てやすくなる。**

⑤ 配船計画のおおよその策定スケジュール

- 第三者がLNG基地の第三者利用を行う場合には、ガス製造事業者の配船計画に自らのLNG船を組み込む必要がある。
- N年の配船計画はN-1年の夏以降に調整が開始されることが一般的であるところ、**ガス製造事業者の配船計画の策定スケジュールが公表されている場合には、配船面においても、第三者が既存のLNG基地にアクセスしやすくなる。**

(注) 上記の事項以外に、法定されている「ガス発生設備の種類・能力」等についても公表することが必要。

出典: 経済産業省

課題と対策(託送供給)

課題

導管と接続されているLNG基地の多くが、旧一般ガス事業者のもののみである。

供給区域に接続されているLNG基地(例)

エリア	基地	所有区分			基地利用	エリア	基地	所有区分			基地利用
		ガス単独	新規単独	共用				ガス単独	新規単独	共用	
北海道	石狩	○			可	大阪	泉北1・2	○			可
仙台	港工場	○			不可		姫路製造所	○			可
東京	日立	○			可		姫路		○		可
	袖ヶ浦			○	可	堺		○		可	
	根岸			○	可	広島	廿日市	○			不可
	扇島	○			可	西部	ひびき			○	可
静岡	袖師			○	可	長崎	○				不可
東邦	知多			○	可	日本ガス	鹿児島	○			不可
	四日市			○	可						

※旧一電のLNG基地は、以下に記載するようなガス導管と接続されていないものも多い

- 新仙台火力発電所(東北電力、宮城県)
- 上越火力発電所LNG設備(中部電力・新潟県)
- 柳井発電所(中国電力・山口県)

強力な小売・卸売事業者になりうる旧一般電気事業者の基地との連結を促進する。

課題と対策(小売)

課題

消費機器保安責任の体制が十分な事業者が存在しない
(もしくは、参入してこない)。



ガイドラインに沿って、旧一般ガス事業者は受託(※)＝現行制度の運用徹底
(※)新規事業者の体制が整うまで

「適正なガス取引についての指針」の主な改定事項

小売分野における適正なガス取引の在り方

公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為(追加事項)

- スイッチングにおける不当な取扱い
 - ・ ガス小売事業者が、自己の需要家が他のガス小売事業者との契約に切り替える場合に、当該需要家から解約の申出を受けたにもかかわらず、解約を拒絶し又は解約の手続を遅延させることにより当該切替えを不当に妨害することは、独占禁止法上問題となる。
 - ・ ガス導管事業者が、スイッチングに係るルール整備やシステム・手続の運営において、全てのガス小売事業者を公平に取り扱わないことは、ガス事業法上問題となる。
- 消費機器調査等の受託等
 - ・ 一般ガス事業者であったガス小売事業者が、①正当な理由なく新規参入者の消費機器調査等を適正な料金を受託しないこと、②関連事業者に対して、新規参入者の消費機器調査等を受託しないこと、自己に対する料金を上回る料金を受託すること又は新規参入に支障を来し得る営業行為等を行うことを求めること等は、ガス事業法上問題となる。
 - ・ ガス小売事業者が、①消費機器調査等の業務の委託を希望する他のガス小売事業者に対して、不当に当該業務の受託を拒絶すること、②自己の消費機器調査等の業務を受託している事業者に対して、不当に他のガス小売事業者からの消費機器調査等の業務の受託を拒絶させること等は、独占禁止法上問題となる。

出典:経済産業省

その他の課題と対策

- ・自由化による競争のもと、一部の事業者において不適切な営業行為などの消費者問題が発生。(監視等委員会の業務改善勧告事例あり。)
 - ⇒消費者の信頼を裏切る大変残念な事態である。
 - ⇒問題発生時の厳格な処分、監視・牽制機能強化が必須。
- ・一括受ガス議論の再燃？
 - ⇒新しい制度設計においても、保安上の問題をクリアできないことや、消費者の供給者選択に制約を課す可能性が高いこと等から、一括受ガスは許容されていない。
 - ⇒「一括受電」では、全面自由化後、消費者がスイッチングしたくてもできない事態が発生。(※)
 - (※)一括受電は、電力の小売全面自由化前に、当時は大きなデメリットが想定されなかったことから解禁されていた。
- ・関西などの一部エリアでは、すでに電力・ガスの垣根を越えた総合エネルギー市場での競争が発生している。
 - ⇒「電力」と「ガス」、それぞれセパレートなルールではなく、統合的な市場に対してのルール作り・運用が求められる。

最近の業務改善勧告

・平成30年(2018年)3月2日に、監視等委員会は東電EPへ業務改善「勧告」を実施。

東京電力エナジーパートナー株式会社に対する業務改善勧告を行いました

本件の概要

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業法第66条の12第1項及びガス事業法第178条第1項の規定に基づき、東京電力エナジーパートナー株式会社に対して業務改善勧告を行いました。

1. 概要

東京電力エナジーパートナー株式会社は、平成28年10月から平成30年2月までの間、需要家に対し訪問営業又は電話営業により電力供給契約に係る供給条件について説明した際（電話営業においては供給条件について説明を行った後）、5,735件の需要家について、契約締結前交付書面を交付していませんでした。

また、同社は、平成29年5月から平成30年1月までの間、需要家に対し訪問営業によりガス供給契約に係る供給条件について説明した際、6,606件の需要家について、契約締結前交付書面を交付していませんでした。

このため、当委員会は、本件事案について、電力及びガスの適正な取引の確保を図るべく、電気事業法及びガス事業法に基づき、本日、業務改善勧告を行いました。

※電力供給契約及びガス供給契約をセットで契約しようとした際に契約締結前交付書面を交付されなかった需要家が5,282件いたことから、契約締結前交付書面を交付されなかった需要家の実数は、7,059件です。

2. 勧告の内容

1. 契約締結前交付書面を交付しなかった需要家に対し、適切な措置（電力供給契約又はガス供給契約の継続の意思確認を含む。）を講ずること。
2. 需要家に対する契約締結前交付書面の不交付事案が今後発生しないよう必要な措置を講ずること。
3. 前記1.及び2.に基づいて講じた措置について、平成30年4月2日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

さらなる論点：電力・ガス取引監視等委員会の法的位置づけはこのままでよいか。

「電力取引監視等委員会」が国家行政組織法八条委員会として平成27年9月1日に立ち上がった。委員長は八田達夫氏。

中立的な学識経験者のみからなる委員会が市場のルールについて議論する時代が変わったことは大きな進歩であり、改革の一つとして評価できる。

委員会には、総務課、取引監視課、ネットワーク事業監視課からなる専任の事務局などのほか、地方組織の経済産業局等においても総務企画部門に取引監視室等を設置し、その事務の処理に当たっている。その状況によっては、今後この委員会を三条委員会に格上げし、規模や権限を拡大すべしとの声があがる可能性があるのではないか。

三条委員会

国の行政組織の一つ。一般に行政委員会とよばれ、府省の大臣などからの指揮や監督を受けず、独立して権限を行使することができる合議制の機関。国の行政機関の名称や機構などを定めた国家行政組織法第三条に規定されているため、三条委員会とよばれる。国家行政組織法第三条では、府と省を内閣の行政事務を行う組織とし、その外局として、委員会と庁を置くことを規定している。三条委員会は庁と同格の行政機関であり、高い独立性を保つために予算や人事を自ら決定し、独自に規則や告示を制定することができ、それを命令、公表する権限が与えられている。

三条委員会には、公正取引委員会、公害等調整委員会、原子力規制委員会などがある。

出典 小学館 日本大百科全書

公正取引委員会（三条委員会）

公正取引委員会は、独占禁止法を運用するために設置された機関で、独占禁止法の補完法である下請法の運用も行っています。

国の行政機関には、〇〇省や◎◎庁と呼ばれるもののほかに、一般に「行政委員会」と呼ばれる合議制の機関があります。公正取引委員会は、この行政委員会に当たり、委員長と4名の委員で構成されており、他から指揮監督を受けることなく独立して職務を行うことに特色があります。

また、国の行政組織上は内閣府の外局として位置づけられています。

出典：公正取引委員会

公害等調整委員会（三条委員会）

公害等調整委員会は、総務省の外局として設置されている行政委員会で、

調停や裁定などによって公害紛争の迅速・適正な解決を図ること
（公害紛争処理制度）

鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益等との調整を図ること
（土地利用調整制度）

を主な任務としています。

出典：総務省

原子力規制委員会（三条委員会）

原子力規制委員会は、2011年3月11日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、そして、我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく、設置された。

出典：原子力規制委員会

八条委員会

国の行政機関の内部に設置され、有識者らの合議制で審議や調査を行う組織。国の行政機関の機構などを定めた国家行政組織法第8条では、省庁などの国の行政機関がそれぞれ所轄する業務の範囲内で、重要な事案の審議、調査、研究、不服審査などを行うために審議会や委員会を置くことができると規定している。

内閣府に設置されている消費者委員会や経済産業省に設置されている電力・ガス取引監視等委員会などがこの八条委員会にあたる。

八条委員会は、所管省庁の配下に置かれている組織のため、予算や人事のうえで組織自体の独立性は三条委員会ほど高くはない。また、問題のある事業者などへ直接命令や勧告を下すことはできず、第三者的機能を有する組織の権限として、強制力をもたない範囲で行政機関に対する勧告や意見、建議などを行うにとどまる。

消費者を守る機関の機能強化や市場の監視機関の機能強化が、今後一層重要になる。そのような分野を所掌する八条委員会は、三条委員会に「格上げ」すべきとの声も上がりうるのではないか。

消費者委員会(八条委員会)

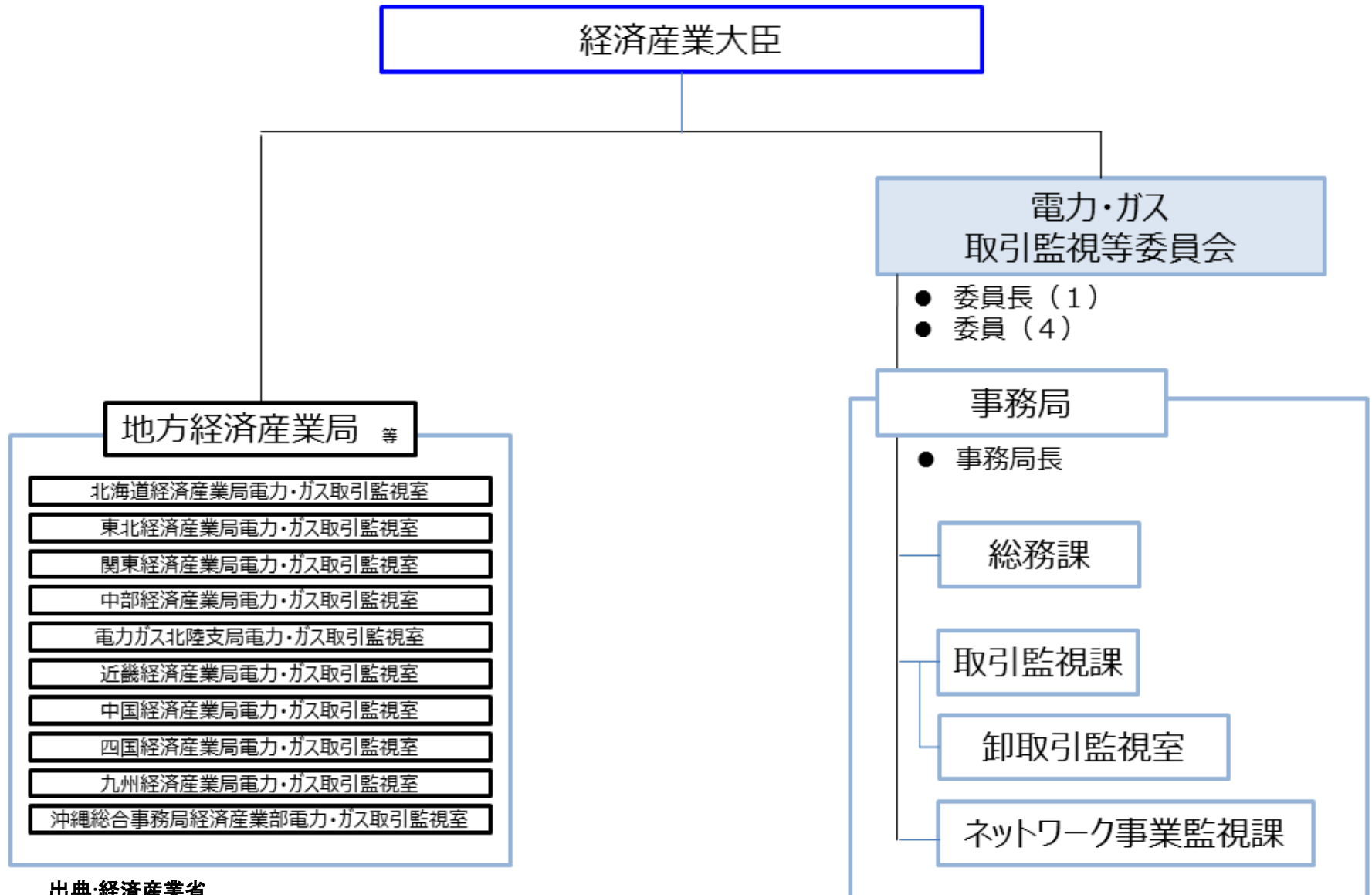
消費者行政全般を監視し、内閣総理大臣への勧告権限をもつ第三者機関。ガス瞬間湯沸かし器による死亡事件や中国製冷凍餃子(ギョウザ)による薬物中毒事件などにおいて、消費者の生命にかかわる重大情報が国民に迅速に伝わっていなかったことへの反省から、「消費者庁及び消費者委員会設置法」に基づいて、2009年(平成21)9月に消費者庁と同時に発足した委員会。委員会は10人以内の民間有識者で構成される。

当初、消費者庁内に設けられる予定であったが、内閣府に独立して置かれることになった。委員の任期は2年で、再任が認められている。消費者の安全・安心にかかわる重要事項を調査し、各省庁をチェックして、内閣総理大臣や担当大臣、消費者庁長官らに勧告・建議する権限をもつ。各省庁などからの諮問にも応じる。

電力・ガス取引監視等委員会（八条委員会）

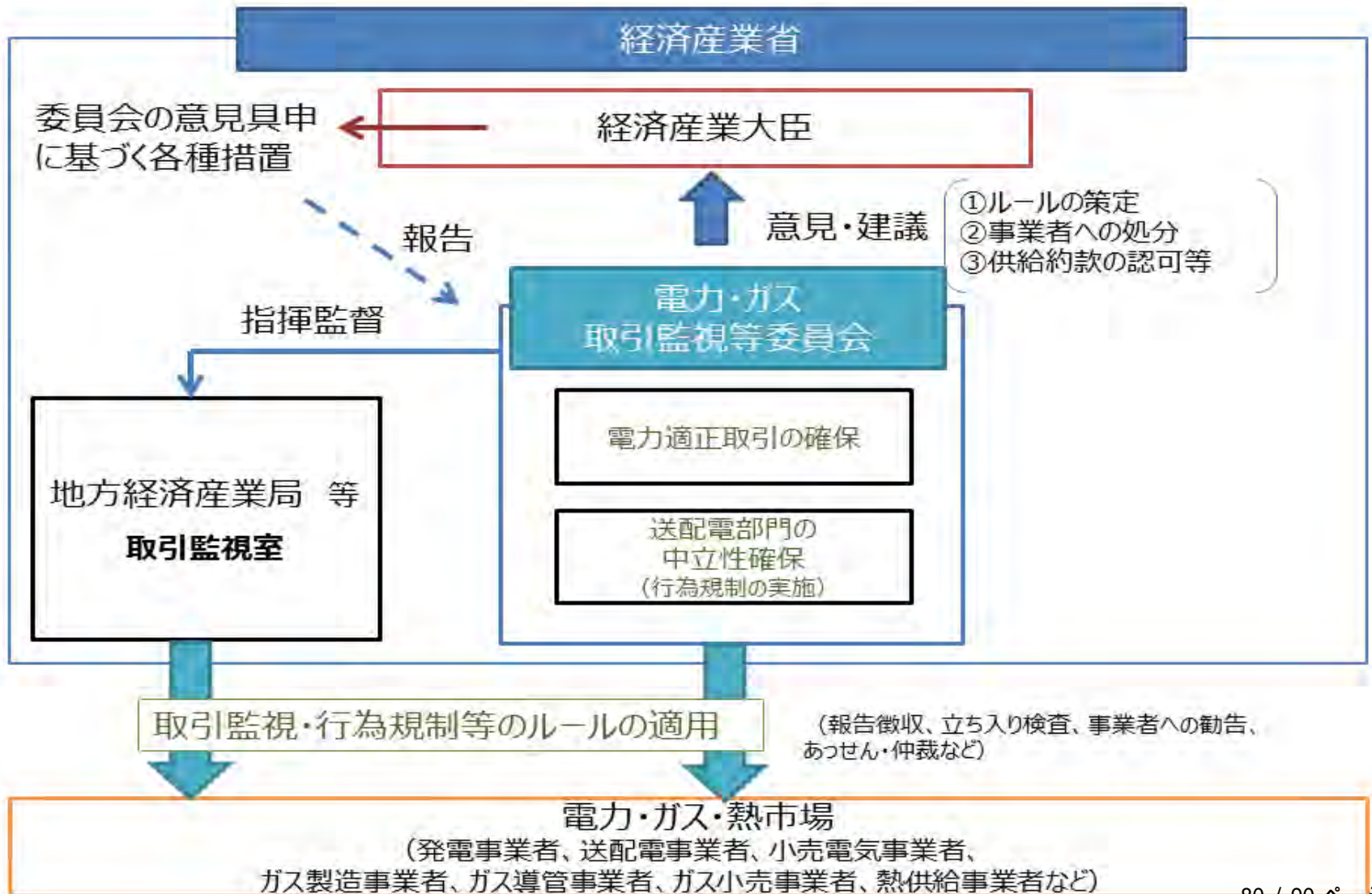
- 電力・ガス取引監視等委員会は、電力・ガス・熱供給の自由化に当たり、市場の監視機能等を強化し、市場における健全な競争を促すために設立された、経済産業大臣直属の組織である。本委員会の委員長及び委員4名は、法律、経済、金融又は工学の専門的な知識と経験を有し、その職務に関し、公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣により任命される。
- 委員長及び委員は、独立してその職権を行うこととされている。本委員会には、総務課、取引監視課及びネットワーク事業監視課の3課からなる専属の事務局が置かれているほか、各地方の経済産業局等においても取引監視室が設置されている。
- 委員会は、法律に基づき、事業者に対する報告徴収や立入検査、業務改善勧告、あっせん・仲裁など委員会単独で行う権限と、託送料金の認可や小売事業者の登録等に際して審査を行い、経済産業大臣に対し意見を述べたり、取引ルールについて経済産業大臣に建議する権限を行使して、電力・ガス・熱の適正取引の監視や、電力・ガスのネットワーク部門の中立性確保のための行為規制等を実施する。

電力・ガス取引監視等委員会組織図



出典:経済産業省

経済産業省における電力・ガス取引監視等委員会の関係図



参考



電力・ガス取引監視 等委員会ロゴマーク

- 委員会のロゴマークについては、大空から地上を見渡すことができる鷹を市場監視のイメージに重ね、マーク上部に翼を広げた鷹の姿をデフォルメするとともに、監視対象としての電力等のネットワークが地上に敷き巡らされているイメージをマーク下部に表現した。

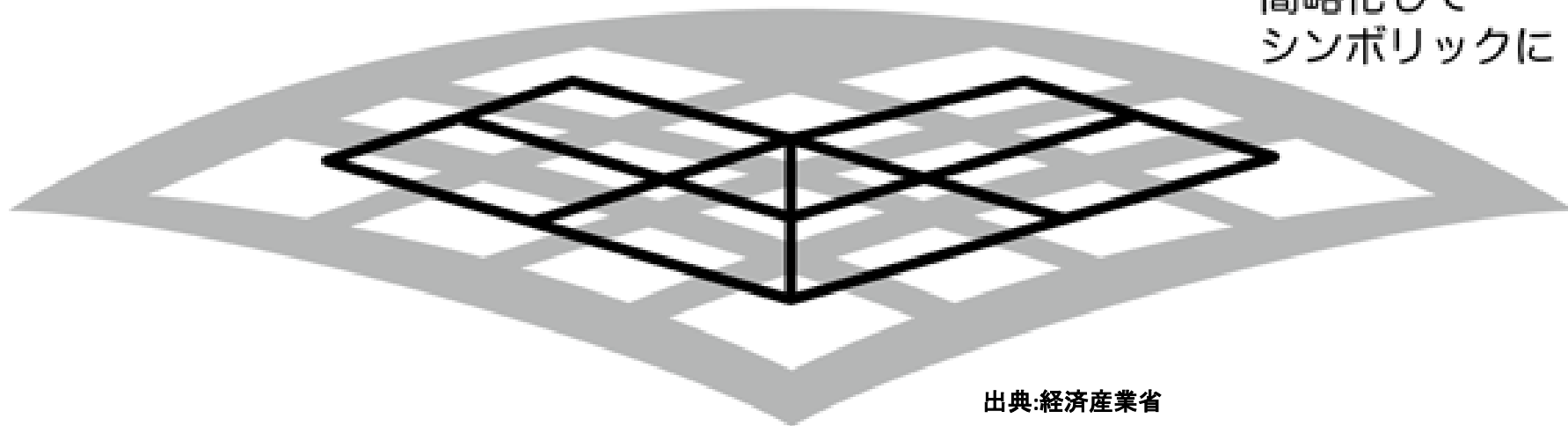
参考



簡略化して
シンボリックに



地上も同様に
簡略化して
シンボリックに



出典:経済産業省